

令和2年度山口支部保険料率について

令和2年1月20日

都道府県単位保険料率の計算方法について

都道府県単位保険料率

=

第1号保険料率

+

第2号保険料率

+

第3号保険料率

+

インセンティブ分



調整前保険料率 + 年齢調整率 + 所得調整率

①

②

支部療養の給付等 + 年齢調整額 + 所得調整額

支部の総報酬月額

前期高齢者納付金
後期高齢者支援金
退職者給付拠出金
等

前々年度
の精算分
等



① 年齢調整額

支部加入者を全国の
年齢構成割合と
仮定したときの年齢
階級別の加入者数

×

全国の年齢階級別の
1人当たりの給付費

-

支部の年齢階級別の
加入者数

×

全国の年齢階級別の
1人当たりの給付費

② 所得調整額

全国の給付費の総計

×

支部の総報酬月額

全国の総報酬月額

-

全国の1人当たりの
給付費

×

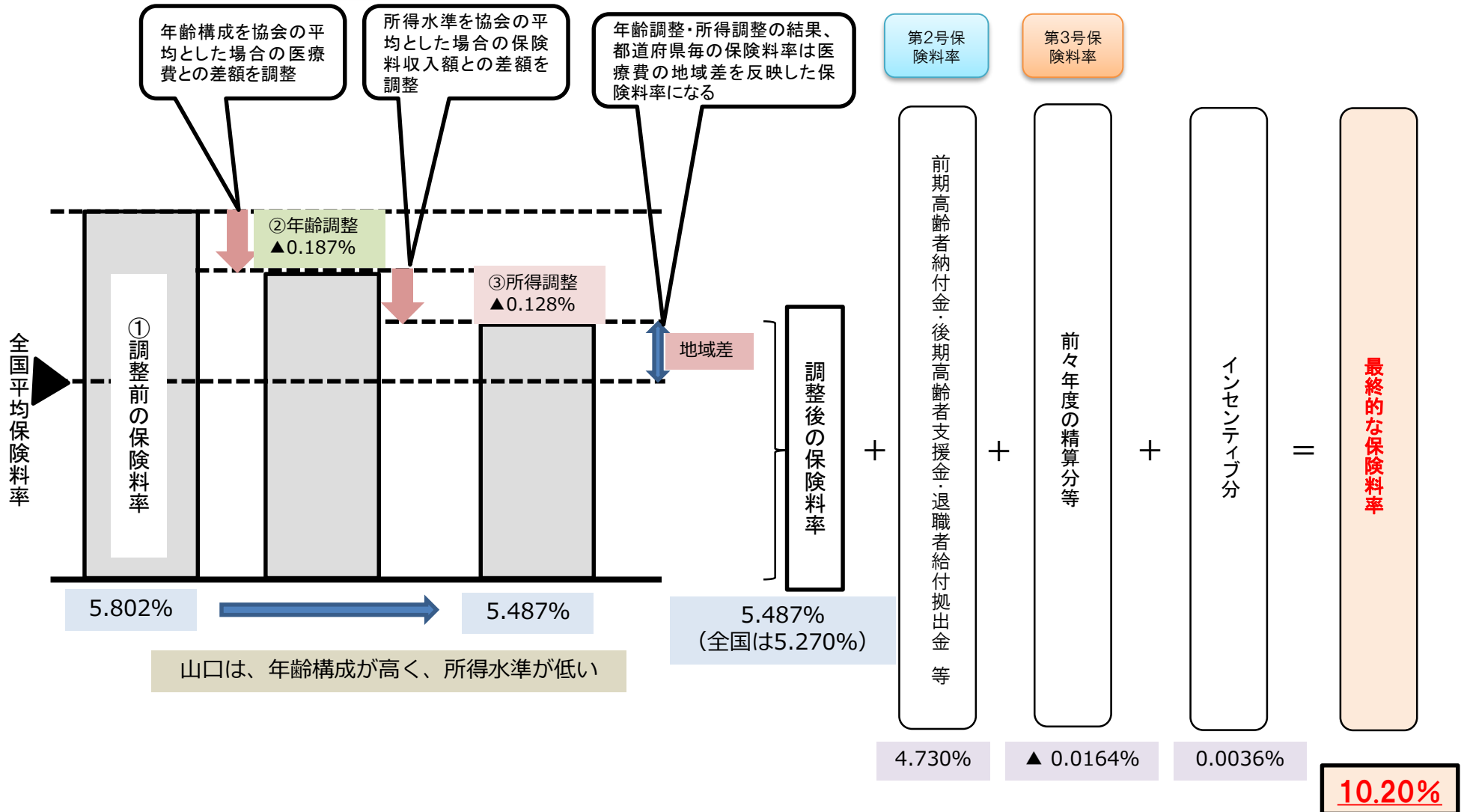
支部の加入者数

令和2年度都道府県単位保険料率算定の前提条件

- 令和2年度は、平成30年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 今回より激変緩和措置終了、インセンティブ制度開始
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

令和2年度山口支部保険料率算定のイメージ図

第1号保険料率



令和2年度全国平均保険料率との比較

○ 震災に伴う波及増の告示額が未確定(令和2年1月下旬頃確定する予定)であること等から、現時点において暫定版である。

(単位: %)

	医療給付費に ついての調整前 の所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後 の保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.73)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ 反映後) (d)	
		年齢調整	所得調整				インセンティブ分	
全 国	5.269	—	—	5.270	10.00	10.00	10.00	0.0000
山 口	5.802	▲ 0.187	▲ 0.128	5.487	10.22	10.20	10.20	0.0036

(注)

- ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.45%）、前期高齢者納付金等（3.44%）、保健事業費等（0.87%）、その他収入（▲0.03%）に係る合計の保険料率（4.73%）を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。

山口支部保険料率の推移

年度	山口支部(%)	全国平均(%)	全国平均との差(%)
平成20年度	8.20	8.20	+0.00
平成21年度	8.22	8.20	+0.02
平成22年度	9.37	9.34	+0.03
平成23年度	9.54	9.50	+0.04
平成24年度	10.03	10.00	+0.03
平成25年度	10.03	10.00	+0.03
平成26年度	10.03	10.00	+0.03
平成27年度	10.10	10.00	+0.10
平成28年度	10.13	10.00	+0.13
平成29年度	10.11	10.00	+0.11
平成30年度	10.18	10.00	+0.18
令和元年度	10.21	10.00	+0.21
令和2年度	10.20	10.00	+0.20

←H20. 10. 1
協会けんぽ発足

←都道府県単位別
保険料率へ移行

←激変緩和措置終了